

付
編

弘田柵跡第一一二次（外郭北門西北部）調査木簡

国立歴史民俗博物館

平川 南

凡例

- 一 図版写真は原則として原寸であるが、八七号木簡は縮尺二分の一とした。詳細な数値については積文下段を参照されたい。
- 二 積文上段の数字は、払田柵跡調査事務所の木簡登録番号である。
- 三 積文下段の数字は、木簡の長さ×幅×厚さを、() 内は欠損を指す。単位はミリメートルである。
- 四 積文に加えた符号は、木簡学会で定めたものを使用した。以下『木簡研究』より抜粋。
 - 「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。
 - < 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。
 - 穿孔のあることを示す。
 - 欠損文字のうち字数の確認できるもの。
 - 欠損文字のうち字数が推定できるもの。
 - 欠損文字のうち字数の数えられないもの。
 - 、 合点
 - ・ 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。
 - 〔 〕 校訂に関する注で、原則として積文の右傍に付し、本文に置き換えるべき文字を含む場合。
- カ 筆者、編者が加えた注で疑問の残るもの。

三 「六月廿九日勘蛙 □ □ □ 鮎 □ □ □ □ □

(213) × (27) × 4

下端欠損。左側面原状。右側面は、二次的に木製品に利用した際の調整加工が認められる。裏面には墨痕なし。文書木簡で、六月廿九日の書き出しをもち、鮎などの物品の勘検を行なったものである。

四 □ □ 船

(207) × (12) × 13

用途不明の木製品に加工され、本来の木簡面が部分的に失われている。

五 □ □

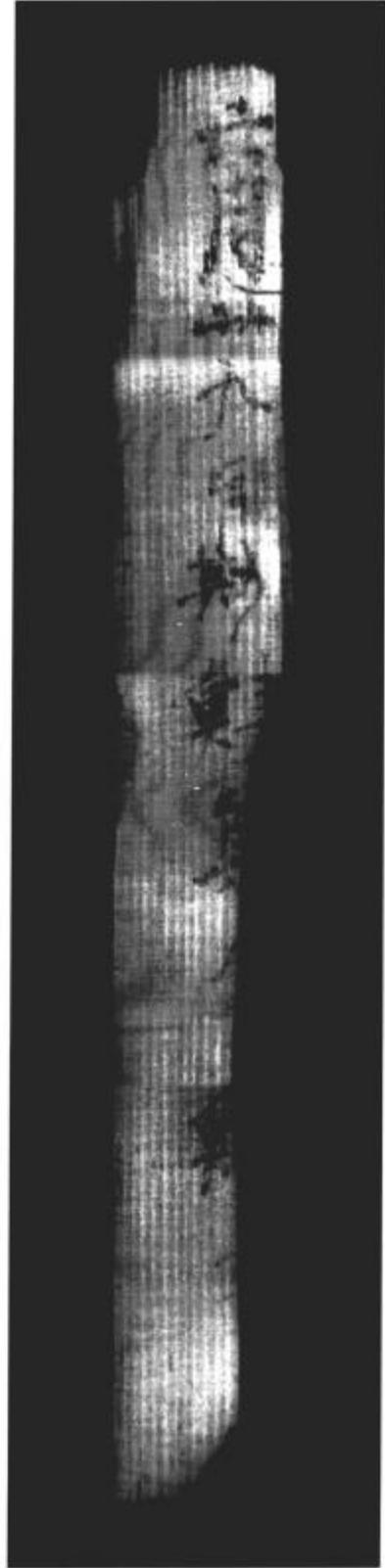
(削屑)



八五



八四



八三

六

- ・「北門」^所□請阿刀
- ・□□□□□□□□□□

(102) × (11) × 2

両側面および下端が欠損。裏面の墨痕はほとんど失われており、判読できない。

本木簡は、○○所から発した請求文書と考えられる。木簡の両側面が欠けており、文書の差出部分は、字面の左半分を失っているが、共伴した建築部材の墨書銘「東北方八」および後述する墨書土器「北預」・「北門」のそれぞれ「北」の字体を参照するならば、「北門」^所とみて間違いないと判断される。

なお、人名と思われる「阿刀」は、秋田城跡漆紙文書第一三号文書に「^阿刀部身×」の例が確認できる。^山

七

- ・所□□□□□□□□□□
- ・□□□□□□□□□□

(327) × (14) × 5

下端および右側面は原状をとどめている。上端の片面（仮の裏面）から刃物を入れ、折っている。

本木簡は文書木簡と考えられる。

八

- ・□□主□□□□□□□□□□
- ・九□^{〔月〕}廿三日

(145) × 25 × 5

上端は両面から刃物を入れ折っている。下端は原状をとどめている。

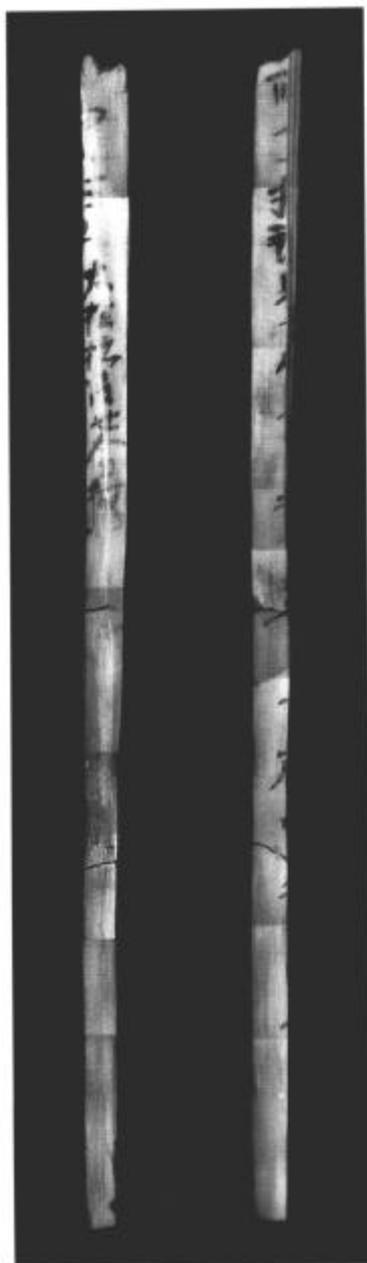
本木簡は、ほとんどの墨痕が失われているが、文書木簡かと思われる。

九

-

(60) × (10) × 3

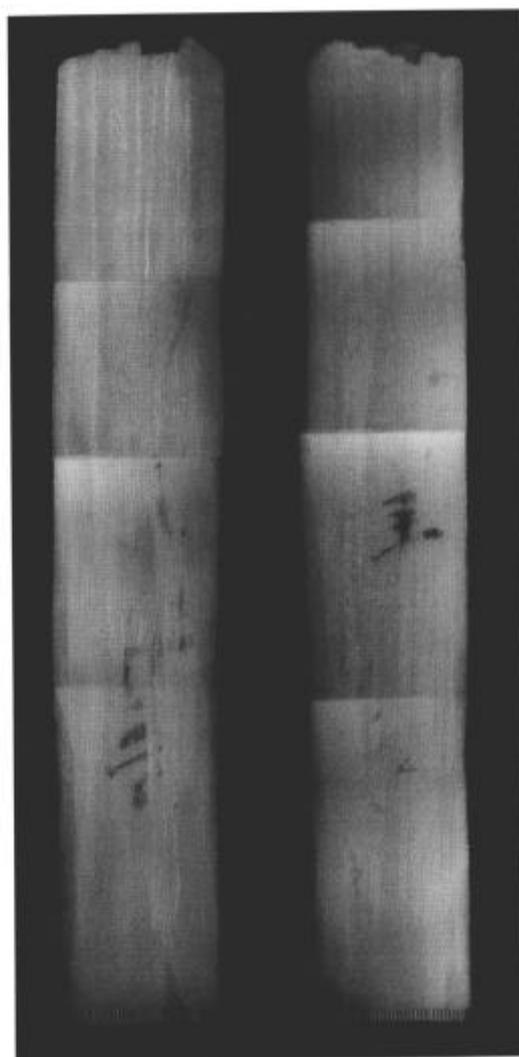
上端・下端とも斜めに切断されている。



八七 (縮尺二分の一)



八六



八八



八九

墨書土器

○「少隊御前下」

「少隊」については、払田柵跡の一九三〇年の「ホイドスズ」井戸脇より出土した木簡に「少隊長」がみえる。²⁾

・「飽海郡隊長解 申進□□□□^(事カ)

・「六月十二日少隊長春日□継」

294×29×7

隊長は軍防令軍団大毅条に規定のある隊正(五十長)のことである。ただし、少隊長の用例は史料上にあたらぬ。

○「北門」

○「北預」

「北預」は「北門預」のことを意味していると考えられる。預は、「一般的に長官の下にある職」であった。例えば、中務省の侍従所の場合、別に相当する所監の下に預が置かれた。³⁾ また、預は、部門担当者という場合もある。「北預」はおそらくは北門造営にあたり、その長官の下におかれた職または北門造営担当者という意のいずれかを指すものであろう。

ところで、八六号木簡「北門所」、墨書土器「北門」「北預」および建築部材墨書「東北方八」の「北」の字体は、原秀三郎氏の論考「倉札・札家考」⁴⁾中に紹介されている兵庫高砂市曾根町塩田遺跡出土の墨書土器「札家」の「札」と酷似している。原氏によれば、ミヤケや荘園の管理や経営において、倉札あるいは倉案と呼ばれる木簡が記録として保管される場所としての家屋が墨書土器にみられる「札家」と呼ばれた可能性があると指摘している。しかし今回の払田柵跡の一連の「北」の字体は、本文中の挿図に示した李柏文書(四世紀前半)に類例がある。この李柏文書は王義之が活躍した南北朝の時期に肉筆の行書として我が国の古代の書を見る上で、重要な資料である。

李柏文書および今回の払田柵跡の一連の資料にみえる「北」の字体は塩

田遺跡の墨書土器が「札家」ではなく、「北家」である可能性が高いことを示している。「北家」の類例は、新潟県和島村八幡林遺跡出土の墨書土器「北家」「南家」⁵⁾などをはじめ、数多く存在するのは周知のとおりである。

本調査は、払田柵外郭北門西北部に関わるものである。木簡出土遺溝は櫓状建物の造営に伴なう溝および材木堀北側の溝である。北門地区の調査において、第八六号木簡に「北門所」、墨書土器に「北預」と記されていた。このことは払田柵跡外郭北門が、当ても「北門」と称されていたことを裏づける資料であるといえる。しかも、北門造営にあたり、おそらく「造北門所」が設置され、「預」職がその任務を担当したことが判明したといえるであろう。

また、本調査区から出土した一連の木簡が北門造営と関わる性格をもつものであるとすると、本調査のすぐ東側で昨年出土した四八点の木簡についても、北門造営との関わりを考えていく必要があるだろう。

木簡の検討にあたり、熊田亮介氏(秋田大学)、三上喜孝氏(東京大学院生)に御助力いただいた。

註

- (1) 秋田城跡調査事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』一九九二年。
- (2) 平川南「払田柵跡」(木簡学会編『日本古代木簡選』一九九〇年)。
- (3) 菊池京子「「所」の成立と展開」(『史窓』第二六号 一九六八年)。
- (4) 原秀三郎「倉札・札家考」(『木簡研究』第八号 一九八六年)。
- (5) 和島村教育委員会『和島村埋蔵文化財調査報告書 第3集 八幡林遺跡』一九九四年。



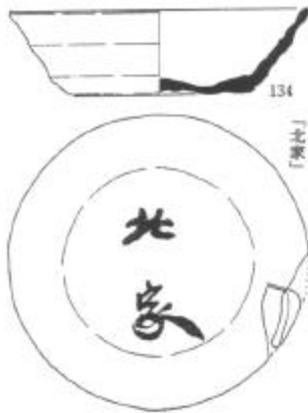
7. 兵庫県高砂市塩田遺跡
墨書土器



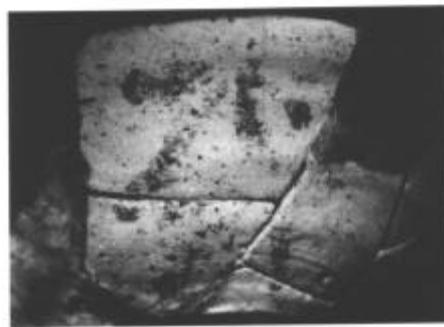
2. 「東北方」建築部材墨書銘



1. 「北門園」86号木簡



8. 新潟県八幡林遺跡
墨書土器「北家」



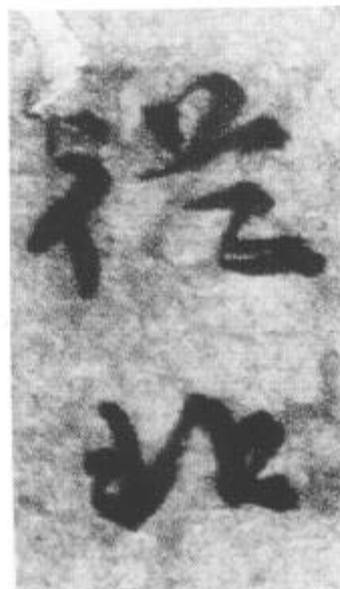
4. 「北門」墨書土器
1～4 弘田欄跡出土



3. 「北預」墨書土器



9. 「門」の字体
「五体字類」より



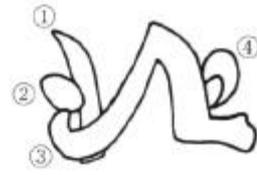
6. 李柏文書【龍谷大学所蔵】
中国樓蘭出土 4世紀



5. 僧正美書状【正倉院文書】
天平宝字6年(762)

図1 「北」および「門」の字体

木簡外形写真(縮尺二分の一)



李柏文書の「北」筆順模式図



建築部材墨書「北」



86号木簡「北」



墨書土器「北預」

図2 弘田柵跡「北」の字体